

2022. 3. 4

# 南海トラフ地震等における 緊急消防援助隊アクションプラン について

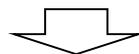
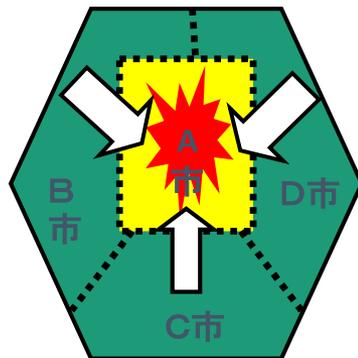
総務省消防庁 広域応援室



# 広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

## 通常の火災・事故・災害の場合

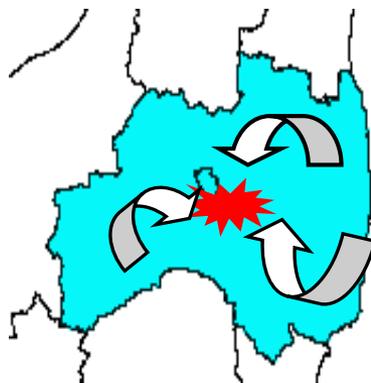
- 市町村消防責任の原則  
(消防組織法第6条)
- 隣接市町村による相互応援  
(消防組織法第39条)



## 大規模な火災・事故・災害の場合

### ○都道府県の対応

- 都道府県内の相互応援協定による応援  
(消防組織法第39条)
- 都道府県知事による市町村長、消防長に対する災害防御措置に関する指示  
(消防組織法第43条)



## より大規模な火災・事故・災害の場合

### ○国の対応 = 緊急消防援助隊

- 消防庁長官の出動指示、求めによる緊急消防援助隊の全国規模の応援  
(消防組織法第44条)

被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動



局地的な災害:  
近隣県から出動

南海トラフ地震等: 全国から出動

<指揮体制 (消防組織法第47条)>

消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合には、当該職員は、**応援を受けた市町村の長の指揮の下**に行動するものとする。

# 緊急消防援助隊の概要

## 目的

- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

## 創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足。
- 平成20年5月消防組織法の改正により機動力を強化。

## 概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 令和3年4月1日現在、下記の17小隊等で編成され、6, 546隊が登録。

【登録隊数の概要】（注：重複を含むため合計は一致しない。）

指揮支援隊	56隊	都道府県大隊指揮隊	158隊	通信支援小隊	42隊
統合機動部隊指揮隊	56隊	消火小隊	2, 407隊	航空小隊	77隊
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	49隊	救助小隊	547隊	水上小隊	20隊
NBC災害即応部隊指揮隊	54隊	救急小隊	1, 494隊	特殊災害小隊	368隊
航空指揮支援隊	54隊	後方支援小隊	876隊	特殊装備小隊	534隊
IT・ITC・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12隊	航空後方支援小隊	58隊		

# 緊急消防援助隊の基本的な部隊編成

## 指揮支援部隊

ヘリコプター等で迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う

### 指揮支援隊

#### 指揮支援隊長

(被災市町村の消防本部で陸上部隊の指揮支援)

### 統括指揮支援隊

#### 指揮支援部隊長

(都道府県庁の消防応援活動調整本部で指揮支援)

### 指揮支援隊

### 航空指揮支援隊

#### 航空指揮支援隊長

(ヘリベースで航空部隊の指揮支援)

## 都道府県大隊

### 都道府県大隊長

### 都道府県大隊指揮隊

都道府県大隊を統括し、その活動指揮を行う

消火中隊 (消火小隊 . . .) 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う

救助中隊 (救助小隊 . . .) 高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う

救急中隊 (救急小隊 . . .) 高度救命用資器材を備え、救急活動を行う

後方支援中隊 (後方支援小隊 . . .) 各隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う

通信支援中隊 (通信支援小隊 . . .) 通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う

水上中隊 (水上小隊 . . .) 消防艇を用いて消防活動を行う

特殊災害中隊 (特殊災害小隊 . . .) 毒劇物等災害、大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う

特殊装備中隊 (特殊装備小隊 . . .) 遠距離送水設備、はしご、重機、全地形対応車等の特殊な装備を用いて消防活動を行う

## 都道府県大隊

## 都道府県大隊

## 航空部隊

航空小隊 . . . 消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う

航空後方支援小隊 . . . ヘリベースにおいて、必要な輸送・補給活動を行う。

# 緊急消防援助隊に関する法体系

## 【消防組織法】

### 第44条（長官等の措置要求等）

応援等の要請、応援等の措置の求め、出動の指示等

### 第44条の2（消防応援活動調整本部）

### 第44条の3（緊急消防援助隊に対する指示等）

### 第45条（緊急消防援助隊）

緊援隊の定義、編成・施設等の基本計画、部隊登録

### 第49条（国の負担及び補助）

出動の指示による場合の経費の負担、施設整備に要する経費の補助等

### 第50条（国有財産等の無償使用）

緊急消防援助隊の活動に必要な国有財産等の無償使用

## 【緊急消防援助隊に関する政令】

登録、国庫負担、国庫補助等

**【省令】**（緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令）

無償使用の申請・許可・条件、現状変更、保管の原則等

## 【緊急消防援助隊に係る国有財産等の無償使用に関する要綱】

使用期間、無償使用の条件、様式等

# 緊急消防援助隊に関する計画、アクションプラン等の体系

## 【基本計画】（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画）

第1章 総則（計画の目的、緊急消防援助隊の任務）

H26.3/H31.3改定

第2章 緊急消防援助隊の編制（緊急消防援助隊の構成単位、都道府県大隊の編成、中隊の任務、小隊の装備等の基準、部隊の任務、部隊の隊の装備等の基準）

第3章 緊急消防援助隊の登録

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練（全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等、消防大学校における教育訓練等）

第7章 その他

## 【要請要綱】（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱）

H28.3/H29.3/H31.3/R2.7/R3.3改定

応援等の要請、出動の求め又は指示等、受援体制、部隊移動、応援等の引揚げの決定、大規模地震発生時における迅速出動基準、防災関係機関との連携、応援等実施計画及び受援計画 等

## 【運用要綱】（緊急消防援助隊の運用に関する要綱）

H28.3/H29.3/H31.3/R2.7/R3.3改定

編成及び装備等の基準、出動、指揮活動、防災関係機関との連携、指揮支援実施計画 等

## 【アクションプラン】

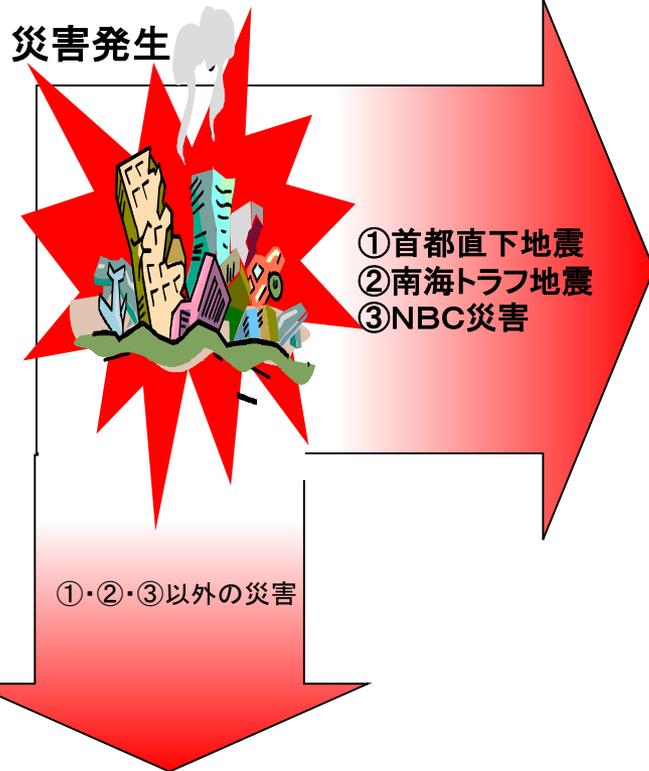
○ 南海トラフ地震 H28.3策定 R2.7改定

○ 首都直下地震 H29.3策定 R3.3改定

○ 東南海・南海地震 H30.3運用停止

○ 東海地震 H30.3暫定版へ改定 R2.7運用停止

# 緊急消防援助隊の出動計画



各アクションプラン等に基づく対応

～ 適用基準 ～

## ①首都直下地震

- 1 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

## ②南海トラフ地震

- 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
  - (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
  - (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合  
(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合)
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

## ③NBC災害

NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生し、多数の負傷者が見込まれ、NBC災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がNBC災害即応部隊の出動が必要と認めた場合

## 基本的な出動計画

### 【指揮支援部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定
- 2 災害発生地、災害規模等を考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

### 【第1次出動都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

### 【出動準備都道府県大隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

### 【第1次出動航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定
- 2 災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

### 【出動準備航空小隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定
- 2 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

# 南海トラフ地震におけるアクションプラン

(平成28年3月29日策定)

(平成29年3月29日変更)

(令和2年7月17日変更): 変更箇所赤字

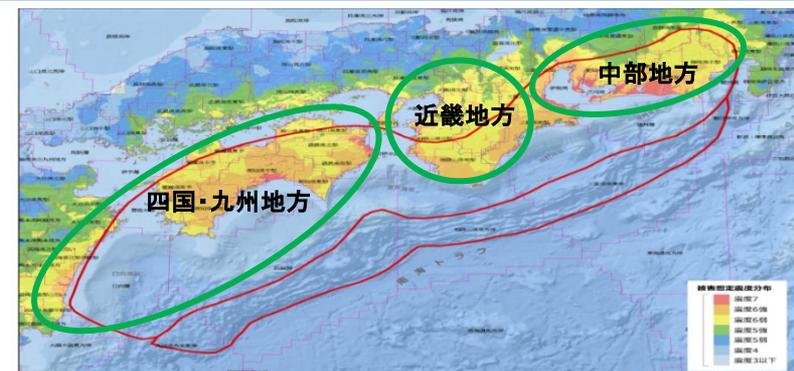
## 本アクションプランのポイント

- ① 南海トラフ地震発生後、**応援可能な全ての緊急消防援助隊(重点受援県※の陸上隊を除く。)**を一斉に迅速投入
- ② 被害想定を踏まえあらかじめ作成した4パターンの応援編成計画(都道府県大隊及び航空小隊)に基づき、迅速に応援先を決定
- ③ **被害状況等(重点受援県以外の受援、応援の必要がない重点受援県の発生)に応じて柔軟に応援先を変更**
- ④ 被害が想定されない都道府県の都道府県大隊に対して、本アクションプランの適用と同時に出動指示を行い、初動時の迅速性を確保
- ⑤ **応援先の決定(変更)に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示**
- ⑥ 空路や海路について多様な進出手段をあらかじめ想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処
- ⑦ **後発地震発生時には、後発地震による被害状況、先発地震の被災地の状況等を踏まえ、必要に応じて応援先の変更、部隊移動等を実施**

※ 南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県(静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県)をいう。

## 適用基準

- 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域(図中赤枠)と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
  - (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域(図中緑枠)のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
  - (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合  
(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表される可能性がある場合)
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。



## 緊急消防援助隊の運用方針

### 【統括指揮支援隊、指揮支援隊】

原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する(おおむね50隊)。受援都道府県内の消防本部のうち、統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部は、属する都道府県内でその任を担当する。

### 【都道府県大隊】

原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する(派遣規模: おおむね5,200隊)。重点受援県の都道府県大隊を構成する隊については、被害の大小に関わらず、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されている間(対象地震発生から1週間)は、後発地震に備えるため、自県で活動する。

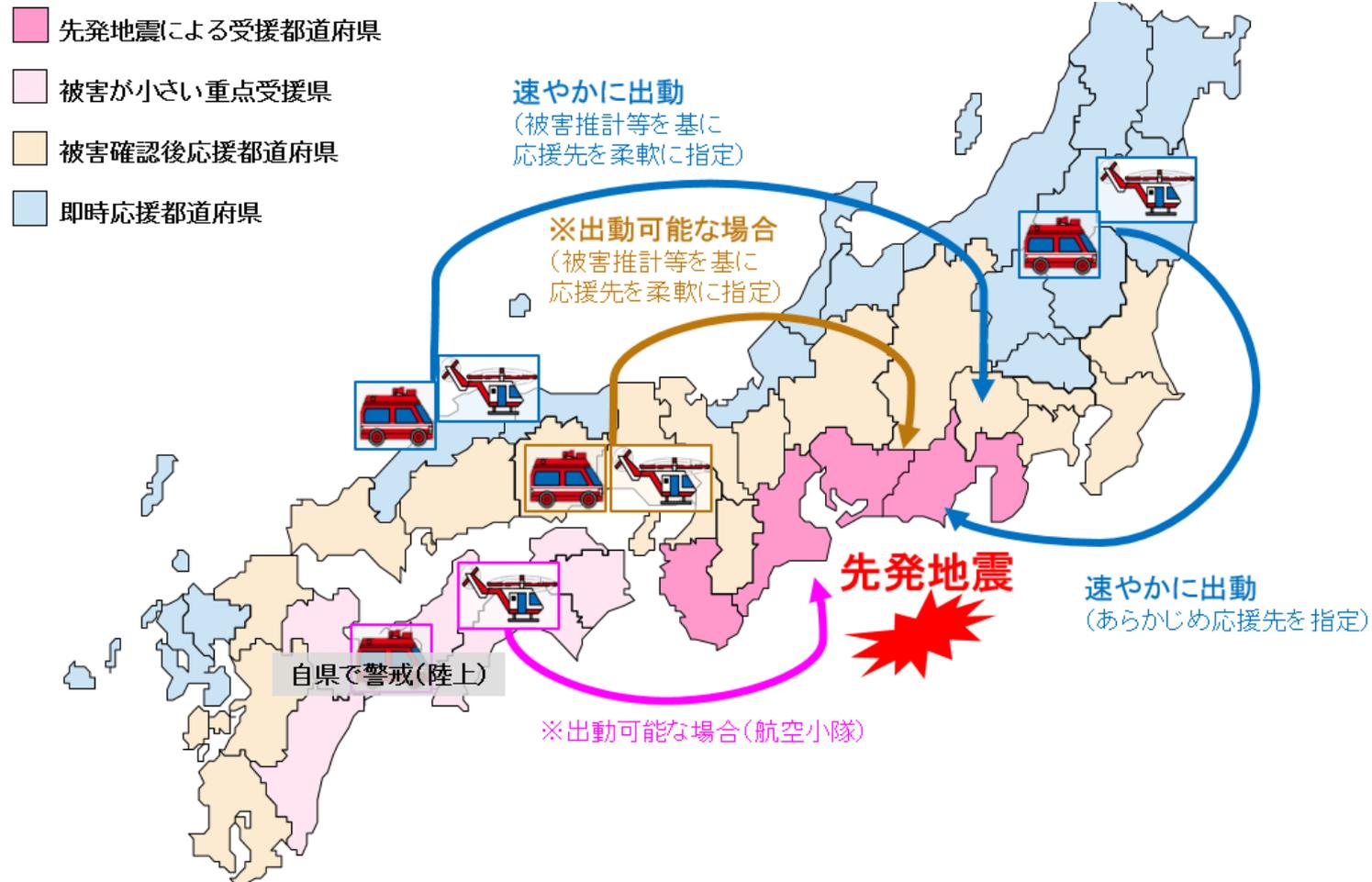
### 【航空小隊】

受援都道府県内の航空小隊及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する(派遣規模: おおむね40隊)。受援都道府県以外の重点受援県内の航空小隊は、自県の被害状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

# 南海トラフ地震発生時の出動イメージ

○重点受援県の陸上隊は、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、地元で警戒業務を行い、応援は行わない。

○重点受援県の航空小隊は、転用容易のため、出動が可能な場合、応援を行うことができるものとする。



【想定震源域の東側でM8クラスの地震が発生した場合の応援出動イメージ】

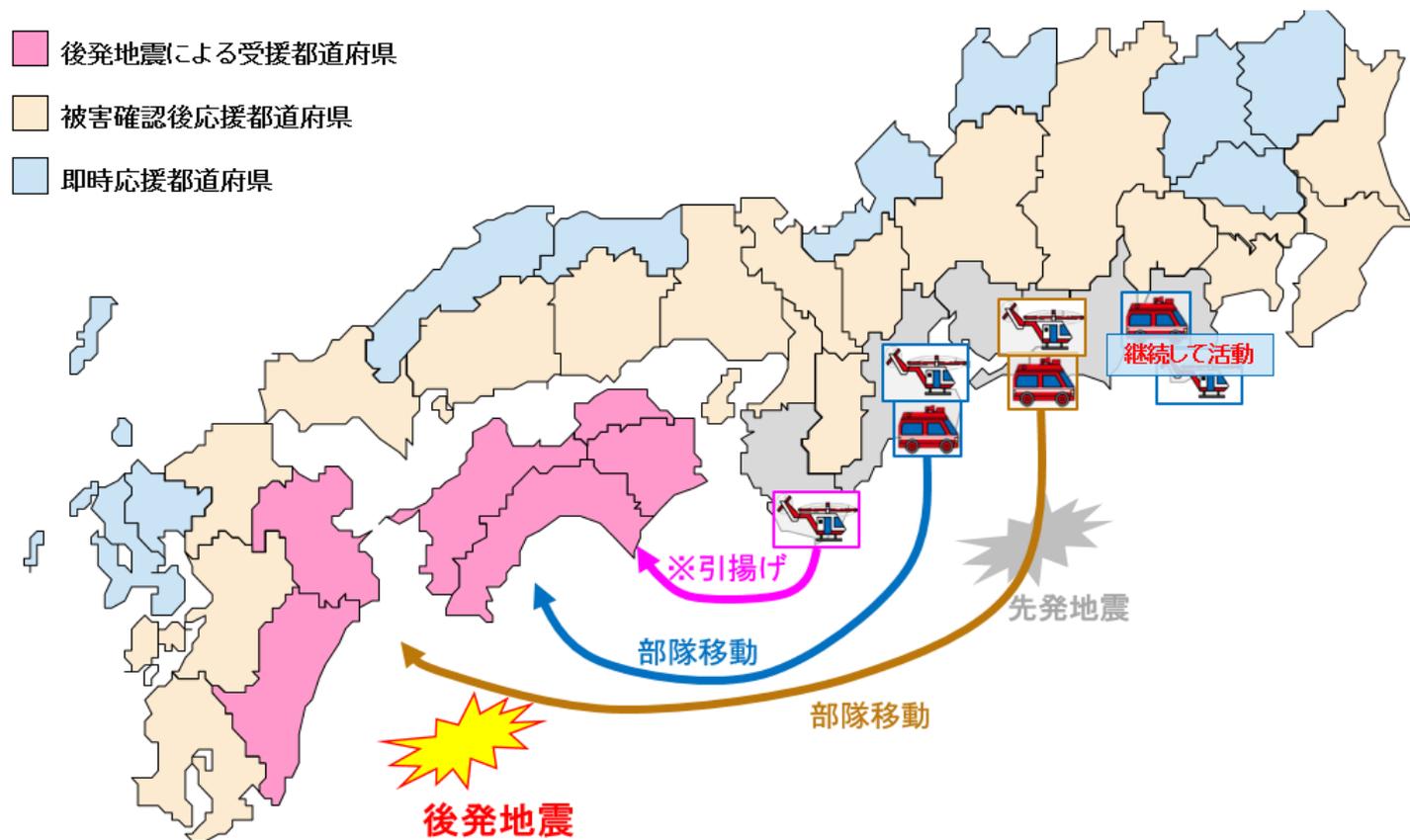
# 後発地震発生時の部隊移動等のイメージ

○被災地到着前に後発地震が発生した場合、次の事項を踏まえ、必要に応じて応援先の変更等を行う。

- ①後発地震による被害状況 ②出動中の緊急消防援助隊の位置 ③緊急災害対策本部の部隊移動の方針 ④緊急消防援助隊の引揚げ要望

○被災地で活動中に後発地震が発生した場合、次の事項を踏まえ、必要に応じて部隊移動等を行う。

- ①後発地震による被害状況 ②先発地震の被災地の状況 ③先発地震発生からの経過時間 ④新たに応援の必要がある都道府県の位置  
⑤緊急災害対策本部の部隊移動の方針 ⑥緊急消防援助隊の引揚げ要望



【想定震源域の東側で先発地震が発生、その後、西側で後発地震が発生した場合の部隊移動等のイメージ】

# 応援編成計画 南海トラフ地震アクションプラン

【表 4-1 都道府県大隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県  (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	
近畿	和歌山県	富山県	
四国	徳島県	石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	
	高知県	島根県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表 4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県  (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、島根県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表 4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、秋田県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県  (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県	
	三重県	宮城県、山形県、福島県	
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	
	高知県	新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表 4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県  (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県	
四国	徳島県	群馬県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	
	宮崎県	島根県、長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

# 首都直下地震におけるアクションプラン

〈平成29年3月29日策定〉

〈令和3年3月12日変更〉：変更箇所赤字

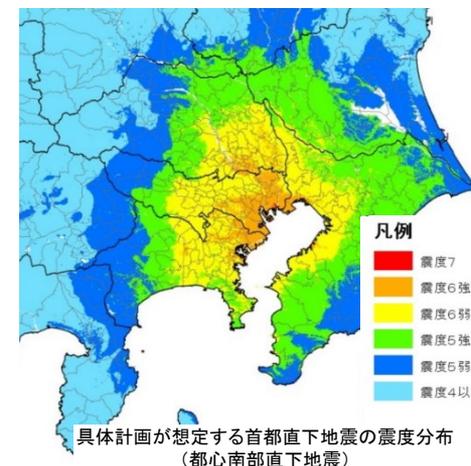
## 本アクションプランのポイント

- ① 首都直下地震発生後、受援都道府県※以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を投入
- ② 被害が想定されない都道府県に対しては、本アクションプランの適用と同時に**都道府県大隊**及び統括指揮支援隊の出動指示を行い、初動時の迅速性を確保
- ③ 都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な場所に進出目標となる拠点を設定
- ④ 空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処

※ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画」(以下「具体計画」という。)において、全国からの広域応援部隊を集中投入するとされている埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部3県をいう。

## 適用基準

- 1 東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合



## 緊急消防援助隊の運用方針

### 【統括指揮支援隊、指揮支援隊】

原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する。  
統括指揮支援隊については、東京都にあっては東京消防庁がその任を担当(担当できない場合は京都市消防局を配置)し、**神奈川県にあっては横浜市消防局がその任を担当(担当できない場合は名古屋市消防局を配置)する。**

### 【都道府県大隊】

原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する。

### 【航空小隊】

受援都道府県及び各ブロックで残留する航空隊以外の出動可能な全ての隊が出動する。

## 都道府県大隊の応援編成計画

受援都道府県	即時応援都道府県の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県の都道府県大隊
東京都	北海道〔1※〕、青森県、山形県、新潟県〔1※〕、石川県 福井県、三重県〔1※〕、滋賀県、京都府、兵庫県〔1※〕 奈良県、和歌山県、鳥取県、 <b>広島県</b> 、福岡県〔1※〕 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県〔1※〕、沖縄県	栃木県、山梨県 長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府〔1※〕	群馬県
千葉県〔1※〕	宮城県、 <b>岡山県〔1※〕</b>	茨城県
神奈川県〔1※〕	岐阜県、愛知県〔1※〕、島根県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県〔1※〕

【エネ】：エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

# 首都直下地震における受援都道府県等の定義

## ● 受援都道府県(4都県)

具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)をいう。

## ● 被害確認後応援都道府県(6県)

受援都道府県を除く都道府県のうち、首都直下地震緊急対策区域※を含む都道府県(群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県)をいう。

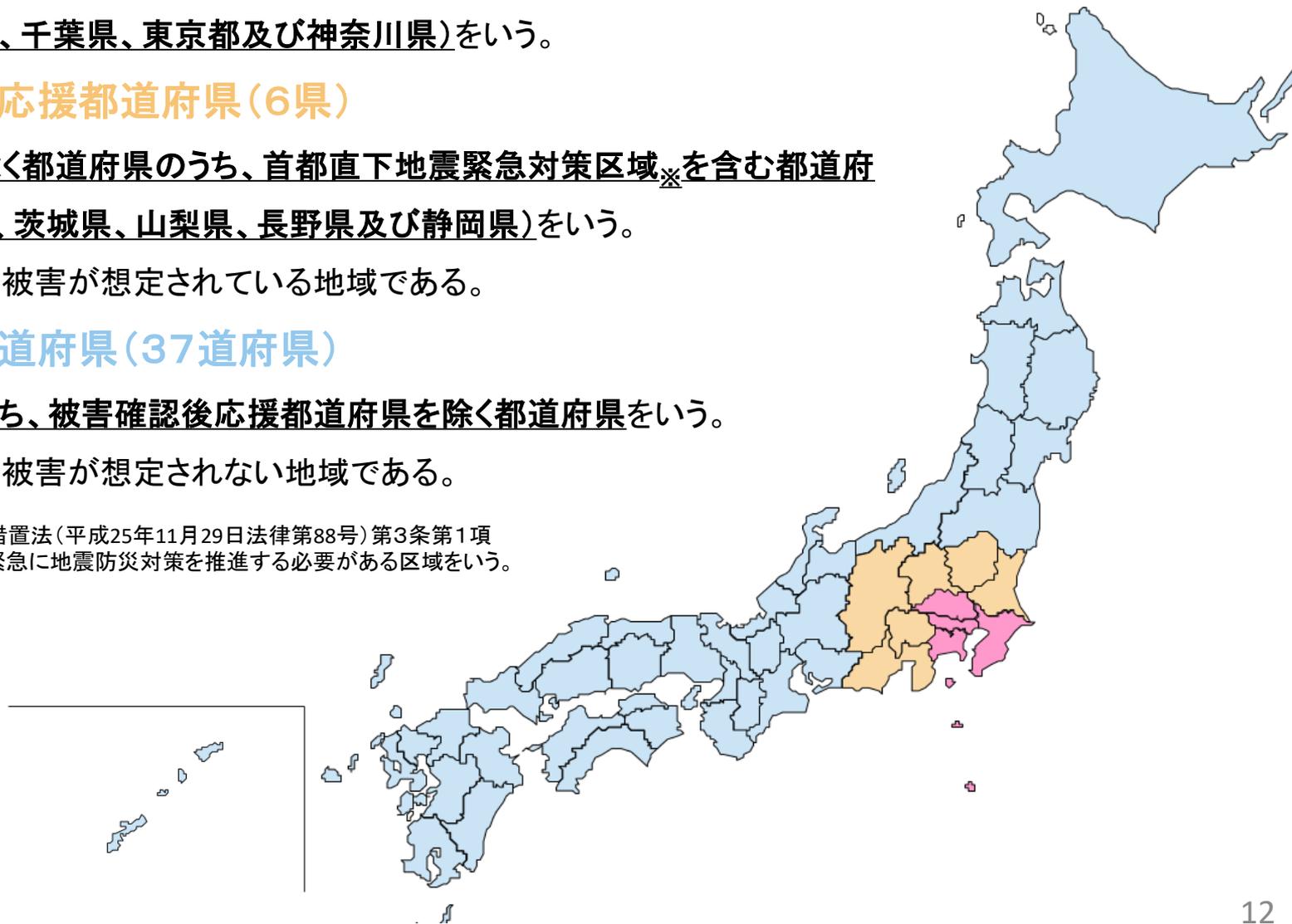
首都直下地震では被害が想定されている地域である。

## ● 即時応援都道府県(37道府県)

応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

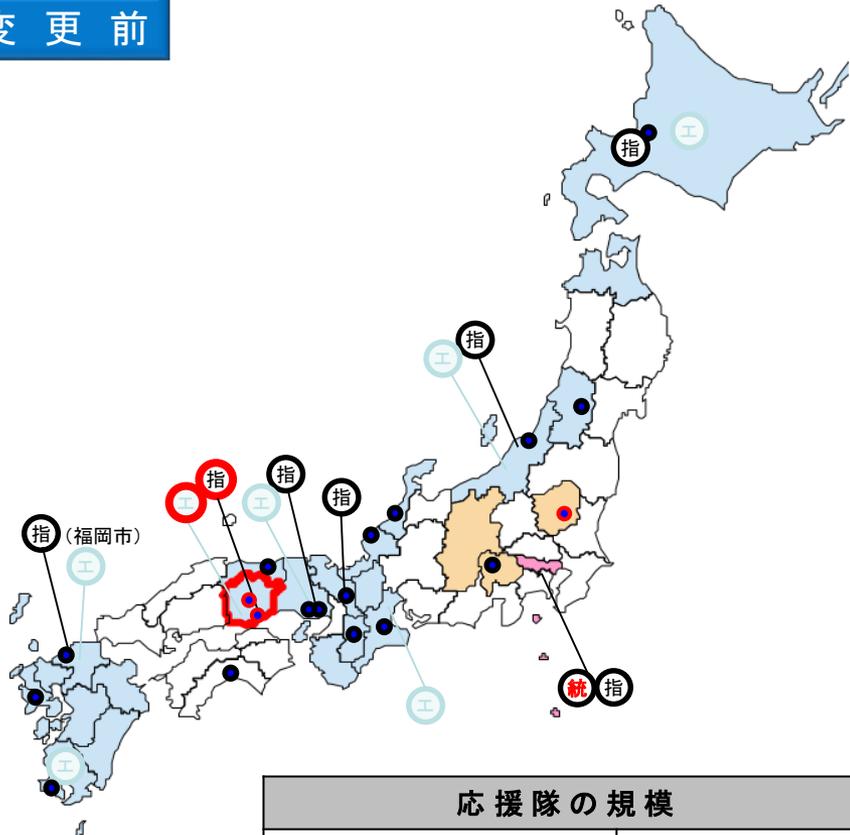
首都直下地震では被害が想定されない地域である。

※ 首都直下地震対策特別措置法(平成25年11月29日法律第88号)第3条第1項に基づき指定されている、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域をいう。



# 応援編成計画(東京都) 首都直下地震アクションプラン

変更前

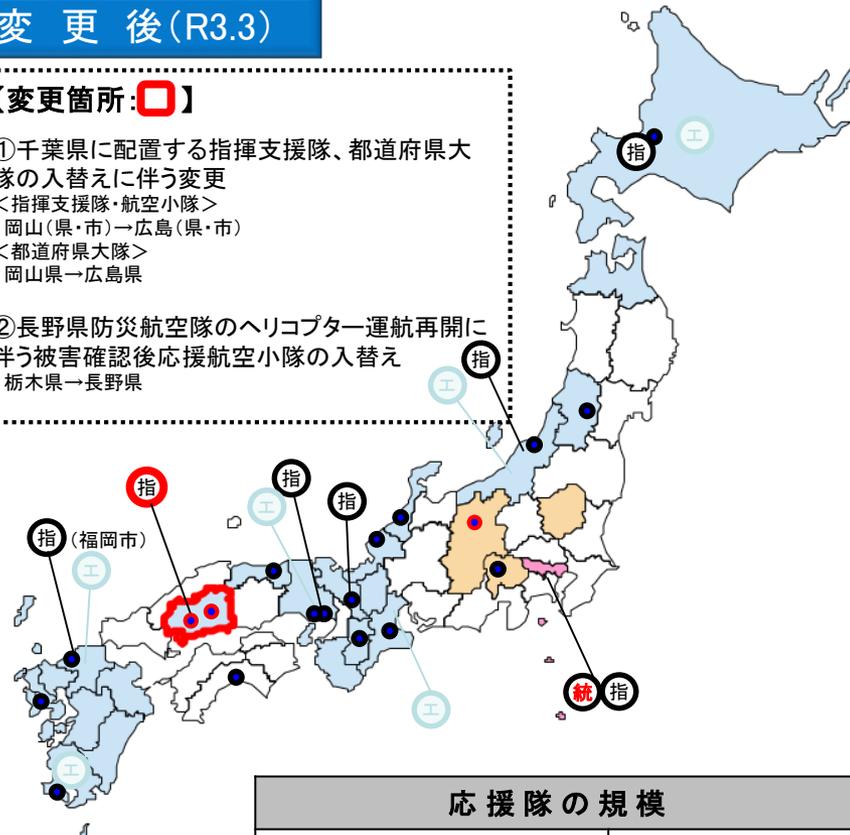


応援隊の規模	
都道府県大隊の数	25 道府県大隊
航空小隊 団体数	19 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	7 隊 ( 7 隊 )

変更後(R3.3)

【変更箇所: □】

- ①千葉県に配置する指揮支援隊、都道府県大隊の入替えに伴う変更  
 <指揮支援隊・航空小隊>  
 岡山(県・市)→広島(県・市)  
 <都道府県大隊>  
 岡山県→広島県
- ②長野県防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊の入替え  
 栃木県→長野県



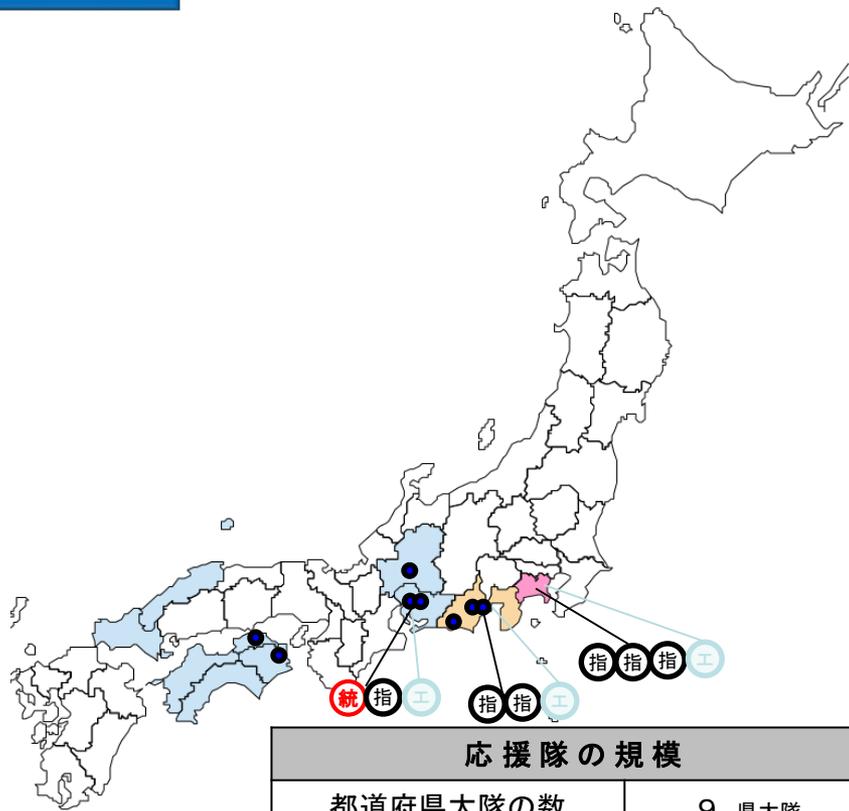
応援隊の規模	
都道府県大隊の数	25 道府県大隊
航空小隊 団体数	19 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	6 隊 ( 6 隊 )

凡例

- 統 : 統括指揮支援隊
  - 指 : 指揮支援隊
  - 工 : エネルギー・産業基盤災害即応部隊
  - : 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県) ・ ■ (被害確認後応援都道府県) : 東京都へ都道府県大隊が出動する都道府県

# 応援編成計画(神奈川県) 首都直下地震アクションプラン

## 変更前

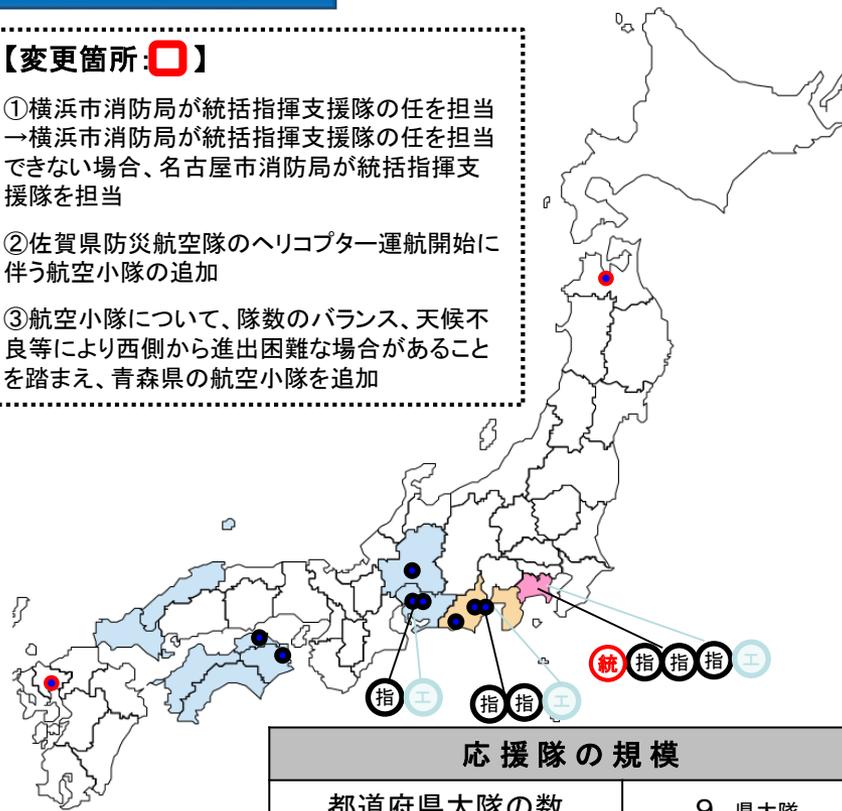


応援隊の規模	
都道府県大隊の数	9 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	2 隊 ( 3 隊 )

## 変更後(R3.3)

### 【変更箇所: □】

- ①横浜市消防局が統括指揮支援隊の任を担当  
→横浜市消防局が統括指揮支援隊の任を担当できない場合、名古屋市消防局が統括指揮支援隊を担当
- ②佐賀県防災航空隊のヘリコプター運航開始に伴う航空小隊の追加
- ③航空小隊について、隊数のバランス、天候不良等により西側から進出困難な場合があることを踏まえ、青森県の航空小隊を追加



応援隊の規模	
都道府県大隊の数	9 県大隊
航空小隊 団体数	10 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	2 隊 ( 3 隊 )

### 凡例



統: 統括指揮支援隊



指: 指揮支援隊



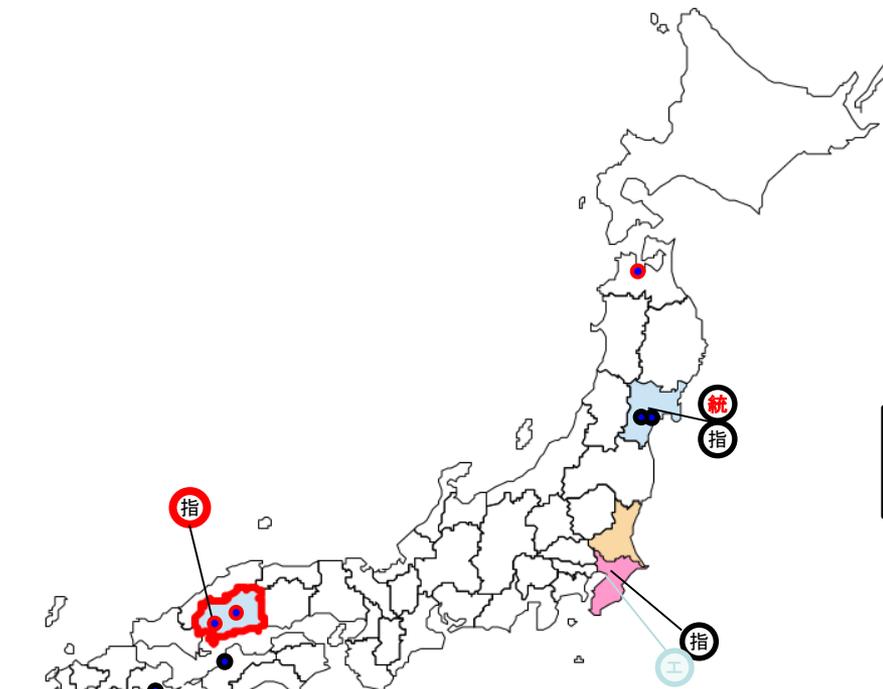
工: エネルギー・産業基盤災害即応部隊

●: 航空小隊を運航する団体

■ (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県): 神奈川県へ都道府県大隊が出動する都道府県

# 応援編成計画(千葉県) 首都直下地震アクションプラン

## 変更前

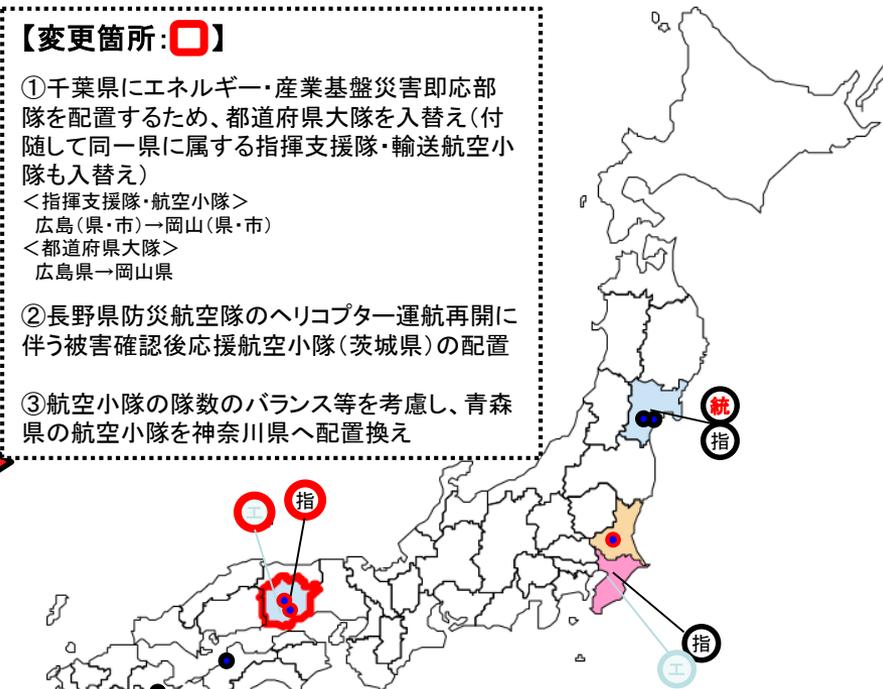


応援隊の規模	
都道府県大隊の数	3 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	0 隊 ( 1 隊 )

## 変更後(R3.3)

### 【変更箇所: □】

- ①千葉県にエネルギー・産業基盤災害即応部隊を配置するため、都道府県大隊を入替え(付随して同一県に属する指揮支援隊・輸送航空小隊も入替え)  
 <指揮支援隊・航空小隊>  
 広島(県・市)→岡山(県・市)  
 <都道府県大隊>  
 広島県→岡山県
- ②長野県防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊(茨城県)の配置
- ③航空小隊の隊数のバランス等を考慮し、青森県の航空小隊を神奈川県へ配置換え



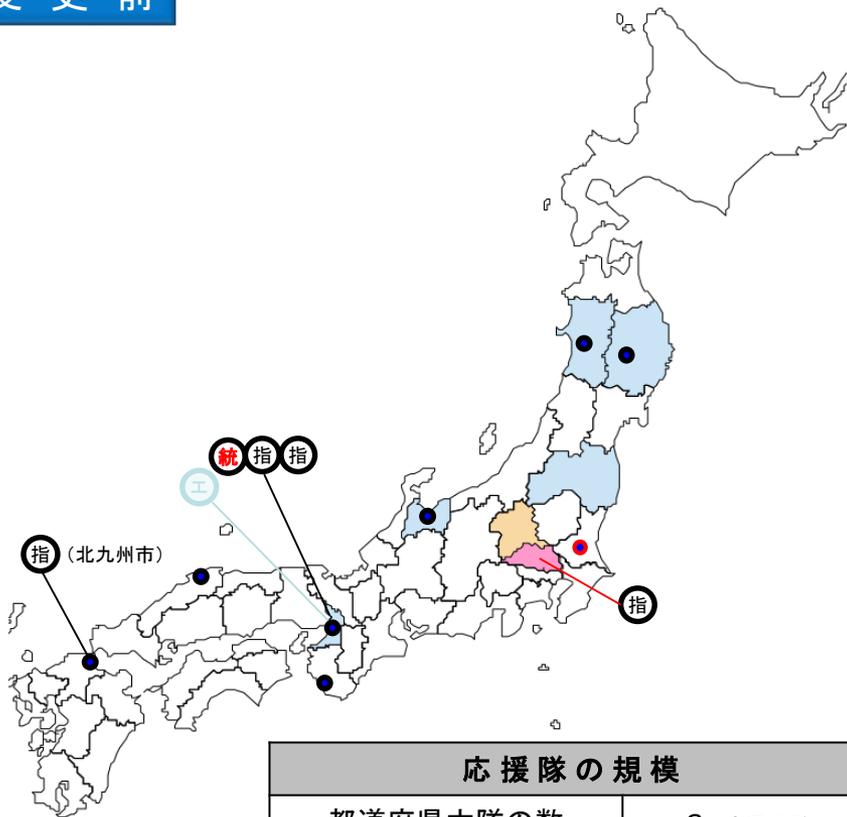
応援隊の規模	
都道府県大隊の数	3 県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	1 隊 ( 2 隊 )

### 凡例

- 統 : 統括指揮支援隊
  - 指 : 指揮支援隊
  - 工 : エネルギー・産業基盤災害即応部隊
  - : 航空小隊を運航する団体
- (即時応援都道府県) ・ ■ (被害確認後応援都道府県) : 千葉県へ都道府県大隊が出動する都道府県

# 応援編成計画(埼玉県) 首都直下地震アクションプラン

変更前

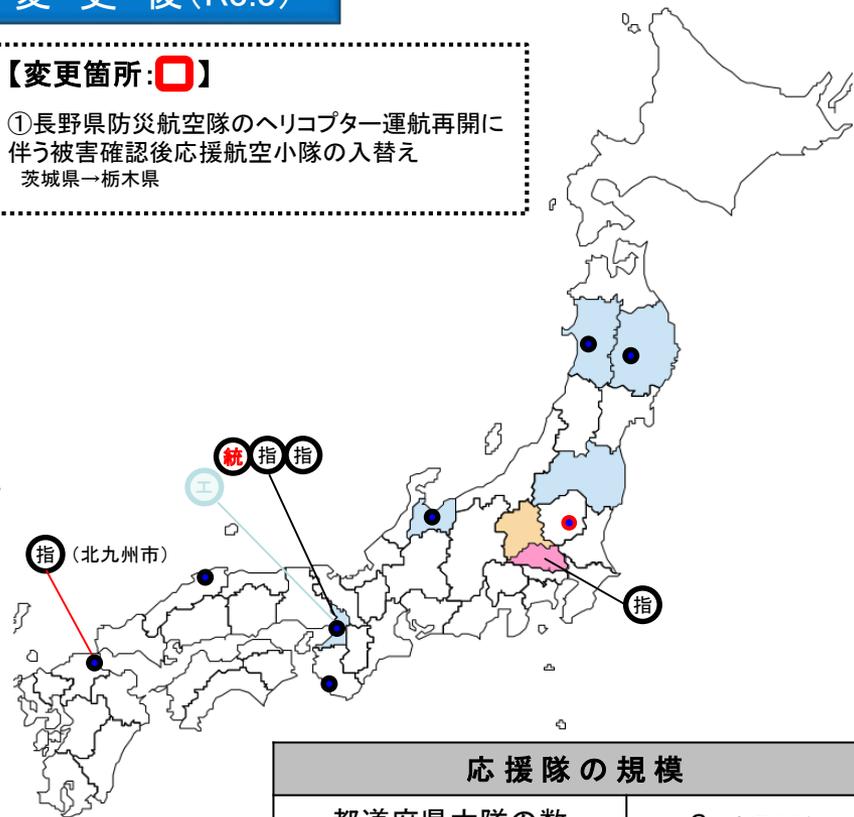


応援隊の規模	
都道府県大隊の数	6 府県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	1 隊 ( 1 隊 )

変更後(R3.3)

【変更箇所: □】

- ①長野県防災航空隊のヘリコプター運航再開に伴う被害確認後応援航空小隊の入替え  
茨城県→栃木県



応援隊の規模	
都道府県大隊の数	6 府県大隊
航空小隊 団体数	8 団体
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊数 (受援都道府県を含めた部隊数)	1 隊 ( 1 隊 )

凡例



統: 統括指揮支援隊



指: 指揮支援隊



エ: エネルギー・産業基盤災害即応部隊



●: 航空小隊を運航する団体

■ (即時応援都道府県)・■ (被害確認後応援都道府県): 埼玉県へ都道府県大隊が出動する都道府県

# 都道府県大隊応援隊数の割合(首都直下地震アクションプラン)

1 被害割合 ※A P記載の死者数を基に算定

受援都道府県	死者数(人)	被害割合
東京	13,000	55.08%
埼玉	3,800	16.10%
千葉	1,400	5.93%
神奈川	5,400	22.88%
合計	23,600	100.00%

2 応援隊数(受援県別) ※隊数は、R2.4.1現在の陸上大隊を構成する小隊の登録隊数(重複を除く)を使用

受援都道府県		変更前 A P				変更後 A P			
都道府県	被害割合	応援大隊	隊数	隊数計	応援割合	応援大隊	隊数	隊数計	応援割合
東京	55.08%	北海道	380	2,712	54.40%	北海道	380	2,769	55.55%
		青森	111			青森	111		
		山形	74			山形	74		
		茨城	179			茨城	179		
		栃木	105			栃木	105		
		新潟	160			新潟	160		
		石川	80			石川	80		
		福井	66			福井	66		
		山梨	62			山梨	62		
		長野	141			長野	141		
		三重	105			三重	105		
		滋賀	66			滋賀	66		
		京都	110			京都	110		
		兵庫	245			兵庫	245		
		奈良	73			奈良	73		
		和歌山	76			和歌山	76		
		鳥取	44			鳥取	44		
		岡山	119			岡山	119		
		広島	157			広島	157		
		福岡	172			福岡	172		
		佐賀	47			佐賀	47		
長崎	78	長崎	78						
熊本	108	熊本	108						
大分	69	大分	69						
宮崎	52	宮崎	52						
鹿児島	106	鹿児島	106						
沖縄	63	沖縄	63						
埼玉	16.10%	岩手	98	788	15.81%	岩手	98	788	15.81%
		秋田	88			秋田	88		
		福島	131			福島	131		
		群馬	96			群馬	96		
		富山	85			富山	85		
千葉	5.93%	大阪	290	460	9.23%	大阪	290	403	8.08%
		宮城	124			宮城	124		
		茨城	179			茨城	179		
		新潟	160			新潟	160		
		岡山	119			岡山	119		
神奈川	22.88%	岐阜	134	1,025	20.56%	岐阜	134	1,025	20.56%
		静岡	166			静岡	166		
		愛知	293			愛知	293		
		島根	65			島根	65		
		山口	94			山口	94		
		徳島	66			徳島	66		
		香川	57			香川	57		
		愛媛	89			愛媛	89		
		高知	61			高知	61		
		合計					4,985		

:被害確認後応援都道府県